

奨学のための給付金（家計急変）に関するQ&A

Q1 生徒は富山県内の高校に在学していますが、両親は他県で生活しています。給付金は申請できますか？

給付金は保護者がお住まいの都道府県から支給されます。各都道府県で制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

Q2 父は解雇されましたが、母の勤務状況に変更がない場合も対象になりますか？

勤務状況に変更のない母の1年分の年収も見込み、父と母それぞれが、住民税所得割非課税相当又は給付額記載区分に該当すれば対象となります。

Q3 家計急変事由に該当しますが、以前から低収入（低所得）です。家計急変と通常支給のどちらに申し込むべきですか？

令和8年度の住民税所得割額が非課税又は給付額記載区分に該当する場合は、通常給付の申請をしてください。添付書類が少ないなどのメリットがあります。

Q4 父は飲食店経営で、母は父の扶養対象ではなく会社にパート勤務しています。家計急変対象の判断をするときは年収見込と所得見込とどちらで判断しますか？

父は自営業に該当するため、所得見込を目安としてください。母は会社員に該当するため、年収見込額を目安としてください。なお、見込額を超過していても、所得控除等を考慮した結果対象となることがありますので、見込額はあくまで目安としてご確認ください。

Q5 両親と祖父母と同居しています。同居している家族全員の住民税所得割額が「非課税相当又は給付額記載区分に該当」でなければ、申請できませんか？

親権者それぞれの住民税所得割額が「非課税相当又は給付額記載区分」であれば、同居している他の家族の住民税所得割額が「非課税相当又は給付額記載区分」でなくても、申請できます。

Q6 扶養している人数はどのように判断すればいいですか？

「所得・課税証明書」に記載されている扶養親族の数等で判断します。

Q7 8月に父母が離婚し、母が親権者となり家計が急変しました。申請はできますか？

保護者の離婚は家計急変事由にはあたらないため、対象にはなりません。

Q8 高校生の兄弟姉妹がいますが、まとめて申請できますか？

兄弟姉妹をまとめて1つの申請書では申請できません。必ず、生徒一人ごとに申請書を作成し、在学する学校へ提出してください。

Q9 父親が海外勤務のため課税額がわからない場合も対象になりますか？

海外赴任等で一方の所得確認ができない場合は支給対象外です。